

重要! 前沢共通商品券 (500円券) 利用終了及び払戻しの実施について

日頃より「前沢共通商品券」をご愛顧いただき厚くお礼申し上げます。

誠に勝手ではございますが、令和5年8月31日(木)をもちまして、本組合発行の「前沢共通商品券」(500円券)の利用を終了し、資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しを実施させていただきます。未使用の「商品券」(500円券)をお持ちのお客様は、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

利用終了日 令和5年8月31日(木)

払戻し期間 令和5年9月1日(金) から
令和5年11月30日(木) まで

1. 払戻し対象となる商品券

前沢共通商品券 (500円券)

2. 払戻しの申し出期間

令和5年9月1日(金) から令和5年11月30日(木)

受付時間 午前10時から午後4時(土、日、祝日は除く)

※当該期間内に払戻しの申し出がない場合は、払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

3. 申し出及び払戻しの方法

前沢商業協同組合事務局にてご用意しております「払戻し申出書」に必要事項をご記入の上、お手持ちの商品券とともに事務局へご提出ください。その場で現金を払戻しいたします。「払戻し申出書」は裏面にもございます。切り取ってご利用下さい。

払戻は
R2.9.1以降に
発行された商品券
が対象です



お問合せ先 前沢商業協同組合 (前沢商工会内)

事務局：奥州市前沢字七日町裏71番地 奥州市前沢総合支所 2階

Tel 0197-56-2105 / Fax 0197-56-2120

前沢共通商品券 払戻し申出書

枚 / 円

(@500)

上記の通り受け取りました。

令和5年 月 日

署名